# 平成23年度(第12回)

串本町農業委員会定例会会議録

平成24年3月12日 (月)

## 第12回 串本町農業委員会定例会会議録

日 時 平成24年3月12日(月)午後1時30分~

場 所 串本町文化センター2F A会議室

招 集 者 串本町農業委員会会長 岡田嘉治

#### 議事

議案第53号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

議案第54号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

議案第55号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

議案第56号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について

議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第59号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

議案第60号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

議案第61号 串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について

その他

### 出席委員

1番 赤埴満夫 2番 岩谷吉啓 3番 岡田嘉治 4番 尾鷲壽夫

5番 垣本 保 6番 吉川きり子 7番 小山喜行 8番 坂田莞爾

9番 阪田洋好 10番 地當博巳 11番 芝崎憲年 12番 杉本正幸

14番 竹田敏明 15番 角 是明 16番 中峰 聖 17番 中村省一

18番 西 謙譲 19番 西 豊 20番 東地寧司 21番 平﨑茂樹

22番 吉井孝夫

#### 欠席者

13番 鈴木利朗

## 出席した職員

西野·白野

議長 皆さん、こんにちは。ただいまから平成23年度第12回串本町農業委員会定例会を開催致します。本日の欠席届が出ている委員は、13番の鈴木委員の1名でございます。本日の議事録の署名委員は、19番西豊委員、20番東地委員を指名致します。本日の議題は9件となっています。よろしくお願いします。それでは議案に入っていきます。議案第53号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

吉川委員 6番、吉川です。

議 長 6番、吉川委員。

吉川委員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、事務局の趣旨説明並びに現地調査 報告に対する質疑があれば伺います。質疑のある方ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑がないようですので、お諮りいたします。本案について原案どおり 承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本件は原案どおり承認可決されました。次に まいります。議案第54号、農地法第2条の農地でない旨の証明願につい てを議題と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

芝崎委員 11番、芝崎です。

議 長 11番、芝崎委員。

芝 崎 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の趣旨説明並び に現地調査報告に対する質疑がありましたら伺います。質疑のある方ござ いませんか。

なしの声。

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次にまいります 議案第55号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題と致 します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

芝崎委員 11番、芝崎です。

議 長 11番、芝崎委員。

芝 崎 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。ただいまの事務局からの趣旨説明並びに現地 調査報告に対する質疑があれば伺います。質疑のある方ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑ないようですので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本案に ついては原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認されました。次へまいります。議 案第55号、農地法第2条の農地でない旨の証明願についてを議題といた します。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、続いて現地調査報告をお願いします。

阪田委員 9番、阪田です。

議 長 9番、阪田委員。

阪 田 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは事務局からの趣旨説明並びに現地調 査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

なしの声。

議 長 質疑がないようですので質疑を打ち切ります。お諮りいたします。本案 については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次へまいります。 議案第57号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致し ます。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

西(謙)委員 18番、西です。

議 長 18番、西委員。

西(謙)委員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは事務局からの趣旨説明並びに現地調 査委員の報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございませんか。

坂田委員 8番。

議 長 8番、坂田委員。

坂田委員 今、西委員から説明がありましたが、転用後に切り売りやらそういう事がないかどうか確認したという事ですが、こういう事は拘束があるんでしょうか。そこまで調べて追求は必要でしょうか。

事務局 ちょっと即答できないんで、次の委員会で回答させていただきます。

西(謙)委員 はい。

議長 18番、西委員。

西(謙)委員 以前に農地の広い所で同じような申請があり、県の方から見に来て、そういった危険性はないかと言われた事があったのでね。義務付けられているか分かりませんが、そういった口頭でのやり取りがあったもんでね。極端な例を言ったら 2,000 ㎡位の転用をしといて、後で分筆して売る可能性もあるように思えるのでね。

坂田委員 それをね、拘束せなあかんのかなってね。許可が下りたら、もうその人の…。

西(謙)委員 そこまで農業委員会は、責任持たんでもって事ですよね。それはちょっと 分かりませんが、まあ以前にそういう経緯があったんです。

議 長 よろしいですか。そうしたら、事務局の方で確認しておいて下さい。

事務局 はい。

議 長 他に質問はありませんか。

なしの声。

議 長 ないようですので、お諮りいたします。本案については原案どおり承認 することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次へまいります。 議案第58号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致し ます。事務局、提案趣旨の説明をお願いします。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは、現地調査報告をお願いします。

赤 埴 委 員 1番、赤埴です。

議 長 1番、赤埴委員。

赤 埴 委 員 (担当委員の現地調査説明等)

議 長 ありがとうございました。それでは事務局からありました提案趣旨説明 並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ございません か。

なしの声。

議 長 質疑なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。お諮りいたしま す。本案については原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は承認可決されました。次へまいります。

議案第59号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定 についてを議題と致します。議案第59号、次の議案60号、議案第61 号、この3つを一括審議と致します。事務局、提案趣旨の説明をお願いし ます。

事 務 局 (議案書に従い朗読)

議 長 それでは続いて、現地調査報告をお願いします。

西(謙)委員 18番、西です。

議長 18番、西委員。

西(謙)委員 (担当委員の現地調査説明等)。

議 長 ありがとうございました。それでは、ただいま事務局から説明ありました た提案趣旨並びに現地調査報告に対する質疑等ありましたら伺います。ご ざいませんか。

なしの声。

議 長 質疑なしの声がございますので、質疑を打ち切ります。お諮りいたしま す。議案第59号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の 設定について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。続いて、議案第60号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。続いて、議案第61号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

異議なしの声。

議 長 異議なしの声多数につき、本案は原案どおり承認可決されました。議案 第61号、串本町農業経営基盤促進事業実施方針による利用権の設定について、原案どおり承認することに異議ございませんか。以上をもちまして本日の議案は全て終了しました。続いて、その他の方にまいります。事務局からは無いようですが、皆さんの方から何かございませんか。

坂 田 委 員 ちょっと教えてほしいんですけど、農地法で現況主義って聞かされているんですけど、現況主義っていうのは、どういう事か教えて下さい。

議 長 事務局、どうですか。

事 務 局 例えば、地目が宅地であっても、耕作してある状況であれば農業委員会として関わっていくという事だと思います。ただ、事務局として矛盾していると思うのは、作付けしてある状況であっても地目が農地でない場合、そこの土地の売買等に対して法務局は、農業委員会の書類の添付を求めないという事です。ただ、農業委員会としては、耕作している所を把握しておいてくれという事になると思います。

坂田委員 そうしたら現況主義っていうのは、実際に見ての現況の主義っていう事 やね。先程からの議案で幾つも出てきた2条の非農地の場合は、現況主義 やったら、あえてこれ農業委員会にかけなあかんのかなって思うしね。

杉本委員 農地の場合は農地法っていう枠内で縛られているので、それを農地から 外す時は「これは現況は山林だ」と確認する。これが現況主義だと思いま す。地目が宅地であって、畑を作っていても、あくまで宅地なので、農地 法の適応じゃない訳なんですよね。そうすると農業委員会は何ら関係しな いという見解だと思います。現況主義とはそういう意味だと思います。あ くまで農地は農地法の中の運用になってきますから、宅地を畑で使うのは 本人の勝手であって、あくまでも宅地は宅地で、農地法の適応を受けない んですよね。従って、宅地は評価額も高いですし、農地は農地法という枠 内で「増産、生産しましょう」という事ですから、評価額は低いですよね。

議 長 坂田委員、杉本委員、この件については、事務局の方で勉強してきても らって見解を示してきてもらうという事で、この辺で閉会させていただき たいと思いますが、よろしいですか。それでは、本日の定例会はこれで終わります。ありがとうございました。この後、鳥獣害に関する研修会を開催しますのでよろしくお願いします。

14時25分 定例会終了。